

「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」（昭和 36 年 11 月 25 日自車第 880 号）の一部を改正する通達 新旧対照表

昭和 36 年 11 月 25 日付け自車第 880 号
改正 令和 8 年 2 月 16 日付け国自整第 239 号

新	旧
自動車検査業務等実施要領	自動車検査業務等実施要領
目次 (略)	目次 (略)
第 1 章～第 2 章 (略)	第 1 章～第 2 章 (略)
第 3 章 自動車の検査（事務関係）	第 3 章 自動車の検査（事務関係）
3-1～3-3 (略)	3-1～3-3 (略)
3-4 (検査証等の記録事項等)	3-4 (検査証等の記録事項等)
3-4-1～3-4-3 (略)	3-4-1～3-4-3 (略)
3-4-4 車名欄及び型式欄は、次の各号により記録するものとする。 (1)～(4) (略) (5) 「改造自動車等の取扱いについて」（平成 7 年 11 月 21 日自技第 239 号。以下「改造通達」という。）に定める改造自動車 ((3)、(4)、(7)、 <u>(8)</u> 及び <u>(9)</u> ただし書の自動車並びに「最大限に積載した ISO 規格の国際海上コンテナを輸送するために必要な改造に係る標準改造要領について」（平成 10 年 3 月 23 日自技第 60 号）別添標準改造要領による改造を行った自動車を除く。）にあっては、改造前の車名及び改造後の型式（改造前の型式に「改」と付記したものとする）。 (6)～(7) (略) <u>(8) 保安基準第 58 条の 3 第 1 項の規定に基づく認定を受けた自動車にあっては、「道路運送車両の保安基準第 58 条の 3 の規定による自動車の認定要領について（依命通達）」（令和 8 年 2 月 16 日国自基第 186 号国自審第 2560 号）別添に基づく認定証に記載された車名及び型式</u> <u>(9) (1) から (8) までに該当しない</u> 自動車にあっては、現に存する車名及び型式。ただし、車名又は型式が不明のときは、該当欄に「不明」	(6)～(7) (略) <u>(新設)</u> <u>(8) 前 7 号以外の</u> 自動車にあっては、現に存する車名及び型式。ただし、車名又は型式が不明のときは、該当欄に「不明」
3-4-5～3-4-19 (略)	3-4-5～3-4-19 (略)

3-4-20 備考欄は、次表左欄に掲げる自動車について、同表中央左欄の記録事項を同表中央右欄の記録例により法第 58 条第 2 項後段に規定する方法によって記録し、右欄の記載例により券面に記載するものとする。また、その他検査に必要な事項については必要に応じて記録するものとする。記載例において、同じ記載例に該当する事項が複数あった場合でも記載は一つとする。(3-4-21において同じ。) なお、電子情報処理組織により記録できないものにあっては自動車検査記録簿（乙）（第 4 号様式による。）を作成するものとする。

記録をする自動車	記録されるべき趣旨	記録例	記載例
(略)			
20. 平成 10 年騒音規制適合自動車及びそれ以降に規制強化がなされた騒音規制適合自動車 <u>(保安基準第 58 条の 3 第 1 項の規定に基づく認定を受けた自動車であって、騒音規制に適合しているとみなしたもの</u> を除く。)	(略)	(略)	(略)
(略)			
46. <u>保安基準第 58 条の 3 第 1 項の規定に基づく認定を受けた自動車</u>	<u>保安基準第 58 条の 3 第 1 項の規定に基づく認定を受けた自動車である旨</u> <u>認定番号及び認定年月日</u> <u>適用する保安基準の判定年月日又は製作年月日</u> <u>原動機型式打刻位</u>	<u>認定米国車</u> <u>認定番号 2026-TA0001-1 令和 8 年 4 月 1 日</u> <u>保安基準適用年月日又は製作年月日</u> <u>令和 8 年 4 月 1 日</u> <u>原動機型式打刻位</u>	<u>認定米国車</u> <u>その他</u> <u>保安基準適用日 令和 8 年 4 月 1 日</u> <u>原動機型式</u>

3-4-20 備考欄は、次表左欄に掲げる自動車について、同表中央左欄の記録事項を同表中央右欄の記録例により法第 58 条第 2 項後段に規定する方法によって記録し、右欄の記載例により券面に記載するものとする。また、その他検査に必要な事項については必要に応じて記録するものとする。記載例において、同じ記載例に該当する事項が複数あった場合でも記載は一つとする。(3-4-21において同じ。) なお、電子情報処理組織により記録できないものにあっては自動車検査記録簿（乙）（第 4 号様式による。）を作成するものとする。

記録をする自動車	記録されるべき趣旨	記録例	記載例
(略)			
20. 平成 10 年騒音規制適合自動車及びそれ以降に規制強化がなされた騒音規制適合自動車	(略)	(略)	(略)
(略)			
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>

	<u>置</u>	<u>置 シリンダプロック上面左側前部</u>	<u>打刻位置 シリンダブロック上面 左側前部</u>				
<u>47. 保安基準第 58 条の 3 第 1 項の規定に基づく認定が取り消された自動車</u>	<u>適用する保安基準の判定年月日又は製作年月日</u>	<u>保安基準適用年月日又は製作年月日 令和 8 年 4 月 1 日</u>	<u>保安基準適用日 令和 8 年 4 月 1 日</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>

(注) 20. の記録事項は、初めて検査証を交付する検査時に確認したものを記録する。

なお、平成 28 年騒音規制適合車の近接排気騒音値は、公的試験機関又は自動車製作者等（消音器の改造を行う場合を除く。）が発行する加速走行騒音試験結果成績表の提出があった場合は、加速走行騒音試験結果成績表の近接排気騒音値とし、消音器に細目告示別添 112「後付消音器の技術基準」Ⅱに基づく性能等確認済表示があった場合は、表示に記載された近接排気騒音値とする。それ以外の場合であって、指定自動車等にあっては自動車型式認証実施要領別添 1、別添 2 若しくは別添 4 の別表、共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領の別表又は輸入自動車特別取扱制度別紙の別表に掲げる諸元表の近接排気騒音値とし、指定自動車等以外の二輪自動車（側車付二輪自動車を除く。）にあっては、協定規則第 41 号の規則 6.1.1. に基づく車体表示の近接排気騒音値とし、指定自動車等以外の自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに大型特殊自動車を除く。）にあっては、次に掲げる書面に記載された近接排気騒音値とする。

(1) ~ (3) (略)

(4) 保安基準第 58 条の 3 第 1 項の規定に基づく認定を受けた自動車にあっては、「道路運送車両の保安基準第 58 条の 3 の規定による自動車の認定

(注) 20. の記録事項は、初めて検査証を交付する検査時に確認したものを記録する。

なお、平成 28 年騒音規制適合車の近接排気騒音値は、公的試験機関又は自動車製作者等（消音器の改造を行う場合を除く。）が発行する加速走行騒音試験結果成績表の提出があった場合は、加速走行騒音試験結果成績表の近接排気騒音値とし、消音器に細目告示別添 112「後付消音器の技術基準」Ⅱに基づく性能等確認済表示があった場合は、表示に記載された近接排気騒音値とする。それ以外の場合であって、指定自動車等にあっては自動車型式認証実施要領別添 1、別添 2 若しくは別添 4 の別表、共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領の別表又は輸入自動車特別取扱制度別紙の別表に掲げる諸元表の近接排気騒音値とし、指定自動車等以外の二輪自動車（側車付二輪自動車を除く。）にあっては、協定規則第 41 号の規則 6.1.1. に基づく車体表示の近接排気騒音値とし、指定自動車等以外の自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに大型特殊自動車を除く。）にあっては、次に掲げる書面に記載された近接排気騒音値とする。

(1) ~ (3) (略)

(新設)

要領について（依命通達）」（令和 8 年 2 月 16 日国自基第 186 号国自審
第 2560 号）別添に基づく車両諸元要目表（諸元表）

3-4-21～3-4-27 (略)

3-5～3-15 (略)

第 4 章～第 6 章 (略)

別表第 1～別表第 2 (略)

第 1 号様式～第 6 号様式 (略)

別添 1～別添 3 (略)

3-4-21～3-4-27 (略)

3-5～3-15 (略)

第 4 章～第 6 章 (略)

別表第 1～別表第 2 (略)

第 1 号様式～第 6 号様式 (略)

別添 1～別添 3 (略)

附 則（令和 8 年 2 月 16 日国自整第 239 号）

本改正規定は、通知の日から施行する。